



こんにちは

日本共産党品川区議会議員

鈴木ひろ子 です

鈴木ひろ子事務所 中延2-11-7 TEL3783-8833 このニュースについてのご意見、ご要望をお寄せください。
日本共産党区議団控え室 TEL5742-6818

品川区 介護保険事業計画「骨子案」

その1

介護保険料を大幅値上げ

基準額/月3,900円 → 4,600円~4,700円へ

品川区は11月29日の厚生委員会で、来年度から3年間の「第5期介護保険事業計画骨子案」を発表。介護保険料基準額は現在3900円から4600~4700円へと大幅値上げが示されました。12月28日まで区民からの意見公募中。切実な思いを声にし、どんな意見を出しましょう。

品川区区民の意見を公募中
12月28日まで

介護保険制度は、自治体が3年ごとに事業計画をつくり、65歳以上の保険料が決められる仕組みです。

品川区は12月28日まで新たな介護保険料も含む「事業計画骨子案」に対しての意見を公募しています。

「老後を安心して過ごしたい」この願いに応える介護保険制度に改善させるためにも、どんな意見を出していきたいでしょう。「骨子案」は区役所だけでなく、区ホームページ、地域センターやシルバーセンター、文化センターなどで配布しています。

月8000円もの値上げに

今回の「骨子案」の最大の問題点は、介護保険料の大幅値上げです。基準額（*）月3900円→4600円~4700円。月7000~8000円の値上げです。（詳しくは裏ページ）

区は、65歳以上の保険料が余って積み立ててきた基金19億円のうち9億円と財政安定化基金約2億円、合計11億

*基準額の段階：本人が区民税非課税で前年の合計所得額と年金年収80万円を超え、同一世帯に区民税課税者がいる人

円を取り崩し、5053円となるとこるを引き下げたと説明します。しかし、財政安定化基金の取り崩しは区の分のみ。東京都や国の分も保険料引き下げに使われる、また一般財源もいれ、区民税非課税者の値上げを抑えることこそ求められています。

介護保険は、高齢者が増えサービス量が増えれば増えるほど、どんな保険料が増える仕組みです。年金の引き下げに加え、後期高齢者保険料、国保料の値上げ、高齢者から悲鳴が上がっています。国の負担割合を増やし、介護保険料の引き下げこそ必要です。

無料
法律・生活相談会
1月23日(月)
午後6:00~
鈴木ひろ子事務所
中延2-11-7 3783-8833
弁護士さんが対応します。
お気軽にどうぞ。

■ 品川区の65歳以上の介護保険料

第四期 (H21~H23)				第五期 (H24~26)			
段階	保険料			段階	対象者	基準額に対する基準額を4,600円~4,700円とした場合の月額保険料と四期からの増減額	
	料率	月額	年額			料率	月額
1	0.40	1,560円	18,720円	1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税の人	0.40	1,840 (+280) 円 ~ 1,880 (+320) 円
2	0.40	1,560円	18,720円	2	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万以下の人	0.40	1,840 (+280) 円 ~ 1,880 (+320) 円
3	0.70	2,730円	32,760円	3	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万以下の人	0.55	2,530 (▲200) 円 ~ 2,585 (▲145) 円
				4	世帯全員が区民税非課税で、第1~3段階以外の人	0.70	3,220 (+490) 円 ~ 3,290 (+560) 円
4	0.90	3,510円	42,120円	5	本人が区民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万以下で同一世帯内に区民税課税者がいる人	0.85	3,910 (+400) 円 ~ 3,995 (+485) 円
5	基準額	3,900円	46,800円	6	本人が区民税非課税で同一世帯に区民税課税者がいる上記以外の人	基準額	4,600 (+700) 円 ~ 4,700 (+800) 円
6	1.20	4,680円	56,160円	7	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が125万以下の人	1.10	5,060 (+380) 円 ~ 5,170 (+490) 円
7	1.30	4,875円	58,500円	8	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が125万を越え190万未満の人	1.25	5,750 (+875) 円 ~ 5,875 (+1,000) 円
8	1.40	5,460円	65,520円	9	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が190万以上300万未満の人	1.45	6,670 (+1,210) 円 ~ 6,815 (+1,355) 円
9	1.55	6,045円	72,540円	10	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が300万以上500万未満の人	1.70	7,820 (+1,775) 円 ~ 7,990 (+1,945) 円
				11	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が500万以上800万未満の人	2.00	9,200 (+3,155) 円 ~ 9,400 (+3,355) 円
				12	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が800万以上2000万未満の人	2.35	10,810 (+4,765) 円 ~ 11,045 (+5,000) 円
				13	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が2000万以上の人	2.80	12,880 (+6,835) 円 ~ 13,160 (+7,115) 円

* 第五期の基準額 4,600円~4,700円は見込みであり、今後、変更することがあります。

バザーへのご協力
ありがとうございました

12月3日に行いました鈴木ひろ子事務所のバザーにたくさんの方にご協力いただきありがとうございました。

当日は朝から激しい雨。どうなるかと心配しましたが午後には晴れ、無事行うことができました。

次回は2月4日(土)です。



鈴木ひろ子地域の

新春のつどい

1月29日(日)午後1:30~
荏原第4地域センター2階

みなさん、ぜひお出てください。